

公 告

決算審査結果の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により実施した標記認定について、同条第6項並びに千曲坂城消防組合監査委員条例第4条の規定により別紙のとおり公表する。

令和2年10月12日

千曲坂城消防組合

監査委員 塚 田 明

監査委員 飯 島 孝

千曲坂城消防組合決算審査結果報告書

第1 審査月日

令和2年7月3日

第2 審査の対象

消防本部総務課、予防課、警防課、戸倉上山田消防署、更埴消防署、坂城消防署

第3 審査の方法

決算の審査にあたっては、管理者から審査に付された千曲坂城消防組合の令和元年度一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下「決算書等」という。）について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行い、必要に応じて関係職員から説明を聴取し、決算の正確性、予算執行の的確性及び収入支出の合法性並びに財産運営及び財産管理の実績などに主眼を置いて実施した。

第4 監査結果

審査に付された決算書等について、関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正に行われているものと認められる。

要望事項として、老朽化した更埴消防署の庁舎整備については、職員が安心して業務を遂行できるよう整えること。また、消防機能上重要な通信指令装置の機器更新及び大型消防車両等の資機材の整備については、消防活動に支障が生じないように予算の許す範囲で速やかに整備していく必要がある。新型コロナウイルス感染症の対応については、地域住民の安心安全の確保はもとより、第一線で活躍している隊員の安全管理についても配慮されたい。

また、消防資機材については、適正かつ即時の災害に対応できるよう計画的に配備するよう努められたい。